

## ナショナルチームメンバー規定

### 1. 目的

この規定は、全日本インラインスキー連盟(以下「連盟」という)定款第3章第6条に基づき、インラインスキー—ジャパンナショナルチームのメンバーを認定するためにこれを定める。

### 2. 任務

- (1) 連盟が派遣する公式国際大会の日本代表選手。
- (2) インラインスキーを通じて国際親善と日本インラインスキー界の発展に寄与する。
- (3) インラインスキー技術だけでなく、日本代表として世界を舞台に活躍するのに必要な「体力」・「精神力」・「実践力」を向上させる。
- (4) ナショナルチームプログラムへ参加する。

### 3. 認定条件

認定資格者は、連盟主催で競技部が実施する「ナショナルチーム選考合宿」にて選考された会員及び、競技部長が必要に応じて選考した会員とする。

### 4. 認定

理事会の議決を経て、会長が認定する。

### 5. 任期

1年間とする。

### 6. 認定の取消し

任期の途中にかかわらず競技部が不適格と認めた者は、理事会の議決を経て、認定を取消すことがある。

### 7. 育成選手

ジャパンナショナルチームメンバー以外に、ナショナルチーム入りを目指す者を、育成選手として、ナショナルチームに帯同させることがある。この者は、国際公式大会への派遣選手からは原則対象外となるが、ナショナルチームメンバーとともに、連盟から提供されるプログラムに取り組み、体力面や教養面の強化を行う指定選手とする。育成選手は、競技部長の推薦を受け、理事会の議決を経て、認定される。